

中央新幹線（東京都・名古屋市間）環境影響評価方法書に対する知事意見

事業者は、本事業が環境に著しい影響を与えるおそれのある大規模な事業であることを念頭において、以下の事項について十分に検討した上で、適切に環境影響評価を実施し、その結果を踏まえ環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）を作成する必要がある。

1 事業の目的及び内容

(1) 事業の目的

対象事業の目的として、国土交通省交通政策審議会の答申を引用しているが、この答申に至る議論の背景や事業の必要性の根拠等について説明した上で、対象事業の目的を整理し、わかりやすく示すこと。

(2) 事業計画及び工事計画

ア 路線やその他の付帯施設の位置・規模等の事業内容の具体化に当たっては、当該施設等からの環境影響をできる限り回避、低減すること。

その検討に当たっては、対象事業実施区域及びその周辺に存在する以下の地域についても十分考慮すること。

- ・ 優れた風景地であり、希少な野生動植物種が生息・生育している可能性のある愛知高原国定公園周辺
- ・ 地域に特有の動植物種が生息・生育している東海丘陵の小湿地群
- ・ 春日井市東部地域の亜炭の採掘跡

また、事業内容の具体化の過程における環境配慮に係る検討経緯及びその内容について、わかりやすく示すこと。

イ 工法や施設・設備等に係る計画の具体化に当たっては、環境の保全に関する最新の知見を考慮し、最善の利用可能技術を導入するなど、一層の環境影響の低減について検討すること。

また、新たな技術開発等を通じてより一層の省エネルギー化を追求し、環境負荷の低減に努めること。

ウ 工事の実施に伴い大量に建設発生土等が発生すると考えられるため、その発生抑制に努めるとともに、表土も含めできる限り有効利用すること。

また、事業実施区域外へ搬出する場合は、搬出先の環境影響に配慮すること。

エ 工事計画の具体化に当たっては、道路沿道の環境に配慮するため関係車両の運行ルート及び交通量を検討するとともに、周辺環境に配慮するため低公害型の建設機械及び車両を積極的に採用すること。

特に、名古屋市のターミナル駅周辺では、複数の建設事業が計画又は実施されており、工事期間の一部重複、施工区域の近接等の可能性があることから、周辺で計画又は実施されている工事等についても十分考慮すること。

2 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法

(1) 全般的事項

ア 中央新幹線（東京都・名古屋市間）環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）では、路線を概ね3km幅で、駅位置を概ね直径5kmの円で示し、立坑・斜坑、換気施設等の付帯施設の位置・規模等や、現地調査の地点及び範囲が具体的に示されていないことから、今後、路線やその他の付帯施設の位置・規模が明らかになった段階で、具体的な調査地点を広く情報提供し、寄せられた意見に配慮した上で、適切な調査、予測及び評価を行うこと。

イ 想定される影響要因の区分に含まれる施設等として、鉄道施設のトンネル（シールドトンネル部、山岳トンネル部、立坑・斜坑）、駅、換気施設や、工事施工ヤード及び工事用道路が挙げられ、これらが対象事業となることは明確であるが、電力変換変電所、送電施設、残土処分場等の関連施設が、影響要因の区分に挙げられていないため、対象事業の内容に含まれる施設等の全体像を明らかにするとともに、それらの施設等の位置・規模等をできる限り具体的に示すこと。

また、対象事業の内容に含まれる施設等のうち、準備書の作成後に位置・規模等が具体的に決定される施設等がある場合は、これらの施設等による環境影響の調査、予測及び評価の実施方法に関する考えを示すこと。

ウ 環境影響評価の実施に当たっては、具体化した事業計画、工事計画等を踏まえ、調査及び予測を行う地域、地点、期間等を適切に設定するとともに、その設定理由をわかりやすく示すこと。

また、調査範囲が土地改変区域から概ね600mの範囲とした「動物、植物、

生態系」及び「人と自然との触れ合いの活動の場」については、生息・生育種や活動の場の利用状況に応じた適切な調査範囲とすること。

エ 調査地域として、「対象事業実施区域のうち、影響を受けるおそれがあると認められる地域とする」などと記載されているが、対象事業実施区域外に影響を及ぼす可能性があるため、対象事業実施区域外も含め調査地域を適切に設定すること。

オ 山梨リニア実験線やその他の事例を引用又は解析して予測する場合は、その事例を引用した妥当性を明らかにすること。

カ 名古屋市のターミナル駅周辺における工事の実施に伴う大気質、騒音等の予測及び評価に当たっては、周辺で計画又は実施されている事業の影響をできる限り考慮すること。

キ 環境影響評価の実施中に環境への影響に関し新たな事実が生じた場合等においては、必要に応じて選定された項目及び手法を見直し、適切に調査、予測及び評価を行うこと。

(2) 大気質

大気質の現地調査については、四季各1週間の連続測定を行うとしているが、事業実施区域の周辺の土地利用の状況、既存の大気汚染常時監視測定局の位置等を踏まえ、必要に応じて、気象（風向・風速）、窒素酸化物及び浮遊粒子状物質の測定を1年間連続して行うこと。

また、窒素酸化物及び浮遊粒子状物質の予測に当たっては、長期予測及び短期予測を行うこと。

(3) 騒音、振動、微気圧波、低周波音

ア 建設機械の稼働、換気施設の稼働に伴い発生する騒音及び振動については、敷地境界において予測を実施し、その結果を踏まえて、基準又は目標との整合性の検討について評価を行うこと。

イ 対象事業実施区域には中高層住宅等も立地していることから、騒音の高さ方向にも十分配慮し、適切に予測及び評価を行うこと。

ウ 工事で発破を行う場合は、発破作業に伴って発生する騒音、振動の影響について、適切に予測及び評価を行うこと。

エ 列車の走行に伴い発生する微気圧波に起因して騒音及び低周波音が発生する可能性があることから、山梨リニア実験線における事例も踏まえて、適切に調査、予測及び評価を行うこと。

オ 列車の走行に伴い生じる影響の予測及び評価に当たっては、タイヤ走行、高速浮上走行、すれ違い時など、走行状況に応じてきめ細かく条件を設定すること。

カ 騒音及び振動の調査に当たっては、列車の走行や換気施設の稼働等に伴う影響が想定される休日も行うこと。

(4) 水質

ア 工事の実施に伴う排水（雨水を含む）やトンネルからの湧水には、自然由来による重金属等の有害物質が含まれる可能性があることから、水の汚れの調査項目として有害物質を加えるとともに、その結果に応じて、予測及び評価を行うこと。

イ 水の濁り及び水の汚れについて、工事实施箇所の下流域の主要河川を基本に原則1地点を調査地点としているが、放流先の河川の状況を考慮し、必要に応じて調査地点を増やすなど、適切に調査地点を設定すること。

また、調査回数は低水時及び豊水時の2回としているが、降雨時の状況が的確に把握できないおそれがあるので、必要に応じて追加すること。

(5) 地下水、水資源、地盤

ア 地下水の水質について、自然由来による重金属等の有害物質が含まれる可能性があることから、調査項目として有害物質を加えるとともに、その結果に応じて、予測及び評価を行うこと。

イ 対象事業実施区域及びその周辺では、地下水を生活用水や農業用水あるいは水道水源としても使用している。このため、事業者等がこれまで実施してきた地形・地質等調査の結果や今後実施する調査結果を活用し、地下水や湧水の状況、地盤構造等を十分に把握したうえで、適切に予測及び評価を行うこと。

ウ 地下水の水位、水資源及び地盤については、地質・水文学的シミュレーション等による定量的手法により予測を行うこと。

(6) 土壌

工事の実施に伴い発生する建設発生土等に、自然由来による重金属等の有害物質が含まれる可能性があることから、文献調査に加え、掘削が想定される深度の土壌中の有害物質を調査し、その結果に応じて予測及び評価を行うこと。

(7) 文化財

文化財への影響の調査、予測及び評価に当たっては、トンネルや駅の存在に伴う土地の改変に加え、切土工等又は既存の工作物の除去、トンネルの工事、工事施工ヤード及び工事用道路の設置に伴う文化財への影響についても実施すること。

(8) 磁界

列車の走行に伴い発生する磁界について、山梨リニア実験線における磁界の測定結果等が示されているが、愛知県内では全区間を地下トンネルで通過することから、地表での磁界の強さや、生物その他への影響について、わかりやすく示すこと。

(9) 動物、植物、生態系

ア 動物の生息状況及び植物の生育状況等に係る文献調査については、方法書に記載されている文献や市町村史誌等も含め最新の文献等により適切に実施すること。特に、鳥類については、方法書に記載されている「日本産鳥類の繁殖分布」で把握される繁殖情報だけでなく、繁殖以外の生息状況についても把握すること。

イ 対象事業実施区域及びその周辺には、東海丘陵の小湿地群等があることから、必要に応じて専門家の指導、助言を得ながら、調査、予測及び評価を行うこと。

ウ 動物の調査項目として哺乳類、鳥類等が挙げられているが、陸産貝類、淡水産貝類など環境省レッドリスト等に掲載されている分類群も、必要に応じて追加すること。

- エ 列車の走行に伴い、立坑及び斜坑付近において発生する微気圧波により、動物及び生態系への影響の可能性も考えられることから、必要に応じて、専門家の指導、助言を得ながら、調査、予測及び評価を行うこと。
- オ 希少猛禽類の調査に当たっては、専門家の指導、助言を得ながら、必要に応じて定点を追加するなど、営巣状況及び行動圏等を適切に把握すること。
- カ 生態系の状況について模式図が示されているが、今後実施する文献調査や現地調査の結果を踏まえて見直すこと。その際、東海丘陵の小湿地群等についても考慮すること。
- キ 対象事業実施区域における現地調査の結果について、動物の生息状況及び植物の生育状況をできる限り詳細に示すこと。その際、重要な種の保護の観点から、位置情報などの記載方法について配慮すること。

(10) 温室効果ガス

- ア 列車の走行に伴い排出される温室効果ガスについて、中央新幹線、東海道新幹線（現状及び中央新幹線開業後）のそれぞれの列車走行に伴う東京都・名古屋市間における年間排出量等を算出し、比較するなどできる限り詳細に示すこと。
- イ 温室効果ガスの算出に当たっては、必要に応じて、工事の実施に伴う樹木伐採による二酸化炭素固定量の減少分や、換気施設の稼働による排出量について考慮すること。

3 その他

- (1) 準備書の作成に当たっては、方法書に対する住民等の意見を十分に検討すること。
- (2) 準備書は専門的な内容が含まれるため、わかりやすい記述とすること。
- (3) 準備書に使用する用紙等は環境に十分配慮したものとする。